

2009年1月1日

丑年・元旦の誓い

違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部
代表 脇本 征 男

新年明けましておめでとうございます。

快晴の2009年の元旦、初日の出は砵のNHK技研遊歩道公園から臨む家並みの一角から、燦然と煌くその姿に思わず手を合わせて祈ってしまいました。

世情を振り返るに、まさに動乱の時代と言わざるを得ない現況にあります。しかし、人がその分において為すべきことを疎かにしてきたその報いが、具体的事象として、なるべくして具現化されたに過ぎないとも考えられます。

心の喪失、責任の回避、利益過剰優先の業法、そして人の心は荒み、我よければ他人関せずの如く、弱肉強食の野獣性そのままに目を覆うばかりの蛮行社会が露呈されております。

すべて人がその分において「為せる業の顛末」、その一語に尽きると思います。

わが国の歯科医療は、長い間歯科医師の下で医療従事者の徒弟制度で賄われ、歯科医業のすべてを歯科医師の裁量に委ねられていた時代がありました。国としては、それまでの歯科医療現場の状況における不安と疑念、更に今後、増加が見込まれる国民歯科医療の需給対応を勘案し、歯科医師の負担を軽減し、その一部を独立した専門職に委ねる政策を打ち立てたのです。

昭和30年、国民に対し良質の歯科医療提供と口腔の安心・安全を確保するために、「歯科技工士」という資格制度を作り「免許」を与え、いわゆる歯科医師の行う歯科医療行為の一部である補綴部門を専門的に歯科医師の代理職業として、法律で確立し誕生させたのが「歯科技工士制度」そのものです。

一般国民と差別してまで、法の重要性も含め、教育機関で所定の課程を終了後「国家試験」を踏破し、免許を取得して社会に出た後も、自己研鑽や卒後研修等で専門知識や日進月歩の技術の研鑽を積み重ね、常に歯科医師の求めに愚直なまでにひたむきに順応してきたのが現在までの「歯科技工士」です。

時代が移ろい変わろうとも国民歯科医療に寄与するために制定された「歯科技工士法」は、行政法として規制され罰則の伴う強行法であり、いかに行政であろうとも、「舞文弄法」は許されません。「法」の趣旨・目的は、国民にとって不可侵の尊厳に与いし、「法」の無実化は絶対に許されるべきではありません。「歯科技工士法」を軽視することは、国民の生命を軽んじるに等しいことです。今この時、控訴審は伊達や酔狂で国との戦いに挑んでいるではありません。歯科技工士の一分にかけても勝たなければ、わが国の歯科医療は崩壊します。

拝伏